

●貸金庫規定

改定前	改定後
<p>第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1)印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、<u>相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p>	<p>第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1)印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。<u>この場合、相当の期間をおきます。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第14条(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
<p>第14条(保証人)</p> <p>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>反社会的勢力との取引拒絶に関する特約</p> <p>4. (解約等)</p> <p>(2)前項により取引が解約され、取引にかかる残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、<u>当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>	<p>反社会的勢力との取引拒絶に関する特約</p> <p>4. (解約等)</p> <p>(2)前項により取引が解約され、取引にかかる残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、<u>当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</u></p>

●自動貸金庫規定

改定前	改定後
<p>第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1)印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、<u>相当の期間をおき、また、保証人を求めること</u></p>	<p>第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1)印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。<u>この場合、相当の期間をおきます。</u></p>

があります。	
(新設)	第14条(規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
第14条(保証人) 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。	(削除)
反社会的勢力との取引拒絶に関する特約 4. (解約等) (2)前項により取引が解約され、取引にかかる残高がある場合には、通帳を持参のうえ、 <u>当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u>	反社会的勢力との取引拒絶に関する特約 4. (解約等) (2)前項により取引が解約され、取引にかかる残高がある場合には、通帳を持参のうえ、 <u>当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</u>

●無人受付半自動貸金庫規定

改定前	改定後
第7条(印章、鍵の喪失時等の取扱い) (1)印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。 <u>この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u>	第7条(印章、鍵の喪失時等の取扱い) (1)印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続をした後に行ってください。 <u>この場合、相当の期間をおきます。</u>
(新設)	第14条(規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

<p>第14条(保証人)</p> <p>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>反社会的勢力との取引拒絶に関する特約</p> <p>4. (解約等)</p> <p>(2)前項により取引が解約され、取引にかかる残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、<u>当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>	<p>反社会的勢力との取引拒絶に関する特約</p> <p>4. (解約等)</p> <p>(2)前項により取引が解約され、取引にかかる残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、<u>当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</u></p>

●保護預り規定兼振替決済口座管理規定(通帳式)

改定前	改定後
<p>第2条(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>当社は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当社所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管(以下「混蔵保管」といいます。)できるものとします。</p> <p>(2) 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。</p>	<p>第2条(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>当社は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当社所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管(以下「混合保管」といいます。)できるものとします。</p> <p>(2) 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。</p>
<p>第3条(混蔵保管に関する同意事項)</p> <p>前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>(2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと</p>	<p>第3条(混合保管に関する同意事項)</p> <p>前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること</p> <p>(2) 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと</p>

<p>第13条(抽選償還)</p> <p>混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当社所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>第13条(抽選償還)</p> <p>混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当社所定の方法により公正かつ厳正に行います。</p>
<p>第24条(規定の変更)</p> <p>この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>第24条(規定の変更)</p> <p><u>この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。</u></p>